

茨城県つくばみらい市と 友好都市提携協定を締結



つくばみらい市

自治体基礎データ
(平成25年1月1日現在)

	伊奈町	つくばみらい市
人口	43,631人	47,081人
面積	14.80km ²	79.14km ²

1月17日、伊奈町長およびつくばみらい市長をはじめとする関係者列席のなか、友好都市提携協定調印式が伊奈町役場で行われました。

当町にとつては初めての取り組みですが、今後、さまざまな交流を図りながら、相互の発展に努めます。

友好都市提携に至る経緯

つくばみらい市は、平成18年に筑波郡旧伊奈町と谷和原村の合併により新たに誕生した市です。旧伊奈町は当町と同じく、関東郡代伊奈氏にその名を由来しており、これまでも民間レベルの交流を図ってきました。

また、当町にあつてはニューシャトルの、つくばみらい市にあつてはつくばエクスプレスの沿線に位置し、鉄道沿線整備に伴い急速な発展を遂げてきた共通性があります。

友好都市提携の内容

- 1 両市町間の人々の交流
- 2 産業交流および観光の振興に関する交流
- 3 歴史・教育・文化・芸術に関する交流
- 4 災害時の相互応援
- 5 その他両市町の友好関係推進に必要な事業

つくばみらい市のみどころ

福岡堰桜並木



関東三大堰のひとつで、いばらき観光百選にも選定されています。約1.8kmにもおよぶ堤に咲き誇る桜のトンネルが見事です。さくらの開花時期には、「福岡堰さくらまつり」が開催され、県内はもちろん、県外からも多くの花見客が訪れ賑わいます。

網火



毎年8月23、24日、火難を払い五穀豊穡を祈願し、地区の愛宕神社に奉納されます。

小張松下流と高岡流の二流派があり、国の重要無形民族文化財に指定されています。仕掛け花火と人形が夜空に映し出される様子は、まさに歴史と伝統を感じることができます。

間宮林蔵記念館



18世紀後半にこの地で生まれ育ち、江戸に出て、北方で活躍した大探険家で測量家である「間宮林蔵」を紹介するため、旧伊奈町が顕彰事業の一つとして建設したものです。

全国各地から収集した数少ない貴重な資料のほか、現子孫宅に伝わる遺品、林蔵にまつわる史跡などをおりませながらテーマごとに、分りやすく展示しています。

つくばみらい市ホームページアドレス

www.city.tsukubamirai.jp

12月定例議会

平成24年12月定例議会は、12月4日に開会し、平成23年度決算（7件）を認定、また、平成24年度一般会計補正予算など町長提出の議案12件を原案のとおり可決し、12月18日に閉会しました。

主な町長提出議案

専決処分の承認を求めることについて（平成24年度伊奈町一般会計補正予算（第4号））
 衆議院議員総選挙が平成24年12月16日に執行されることに伴い、緊急に一般会計補正予算を編成する必要が生じたため、平成24年11月26日に平成24年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）の専決処分をしたので、承認を求めたものです。

教育委員会の委員の任命について
 教育委員会委員の澤田誠一氏が平成24年12月21日をもって任期満了となるため、同氏を再任命する案が提出され、同意されました。

公平委員会の委員の選任について
 公平委員会委員の山口正利氏が平成24年12月21日をもって任期満了となるため、同氏を再選任する案が提出され、同意されました。

平成24年度伊奈町一般会計補正予算（第5号）
 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,457万9千円を追加し、予算総額を100億7,792万7千円とするものです。

（その他の補正予算）

平成24年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 ・平成24年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）

伊奈町職員定数条例の一部を改正する条例
 常勤の一般職職員の定数のうち、その定数に含まない職員を明確化するため、改正するものです。

伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 国民健康事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税の課税限度額等の改正をするものです。

伊奈町暴力団排除条例

力団排除活動を推進するにあたり、町の基本理念等について条例を制定するものです。

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
 白岡町の市制施行および蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉県総合事務組合規約を変更するものです。

町道路線の認定について
 西小針一丁目79番76地先から西小針一丁目79番16地先、西小針一丁目104番10地先から西小針一丁目79番11地先、西小針一丁目104番9地先から西小針一丁目79番6地先、西小針一丁目79番2地先から西小針一丁目79番100地先、西小針四丁目191番21地先から西小針四丁目191番24地先までを新たに町道として認定するものです。

公の施設の指定管理者の指定について
 伊奈町ふれあい福祉センターの管理について、指定管理者を指定するものです。

指定管理者 社会福祉法人伊奈町社会福祉協議会
 ・期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日

「伊奈町暴力団排除条例」を制定しました

暴力団を排除するためには、町、町民、町内事業者が連携、協力して取り組む必要があります。その意思を強く表明するために「伊奈町暴力団排除条例」が12月議会において可決され制定しました。

条例の目的

この条例は、暴力団を排除するための活動の推進に関する基本理念を定め、町や町民、町内事業者の責務を明らかにするとともに、町民の生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

条例の概要

基本理念

暴力団排除活動は、「暴力団を恐れぬこと」「暴力団に資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本理念とし、何人も、暴力団員または暴力団関係者と不適切な関係を有しないこととしています。

町の責務

町は、公共工事その他の町の事務または事業において、暴力団を利用することにならないよう必要な措置を講じるとともに、町立中学校で暴力団排除活動に係る教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じることとしています。

また、町民および町内事業者への情報提供、啓発活動および広報活動に努めるものとしています。

町民および事業者の責務

町民および町内事業者は、基本理念にのっとり暴力団排除活動に取り組むとともに、町の暴力団排除活動に関する施策に協力するものとしています。

また、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、町へ積極的に情報提供するよう努めるものとしています。